

埼玉県総合リハビリテーションセンター運営協議会要綱

(平成6年7月1日)

(目的)

第1条 埼玉県総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）運営協議会（以下「協議会」という。）は、センターの運営について協議するとともに、関係機関と密接な連携を図り、センターの適切な運営に資することを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) センター病院部門の運営に関する事。
- (2) センター病院部門の施設設備の整備に関する事。
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (4) その他センターの運営に関し、必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学識経験を有する者 3名
 - (2) 県医師会長の推薦する者 5名
 - (3) 県歯科医師会長の推薦する者 2名
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、会長の指名する者をもって充てる。
- 4 会長は、会務を処理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、会議を招集しその議長となる。

- 2 会議は、原則として、年1回開催するものとする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、センター管理・業務部職員・企画担当において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成6年7月1日から施行する。
- 2 本協議会設立当初の委員の任期は、第3条2項の規定にかかわらず平成8年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。